

# 令和8年度 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 議 事 次 第

年 月 日 : 令和8年5月21日

開催方法 : Web 併用会議

### 1 開会

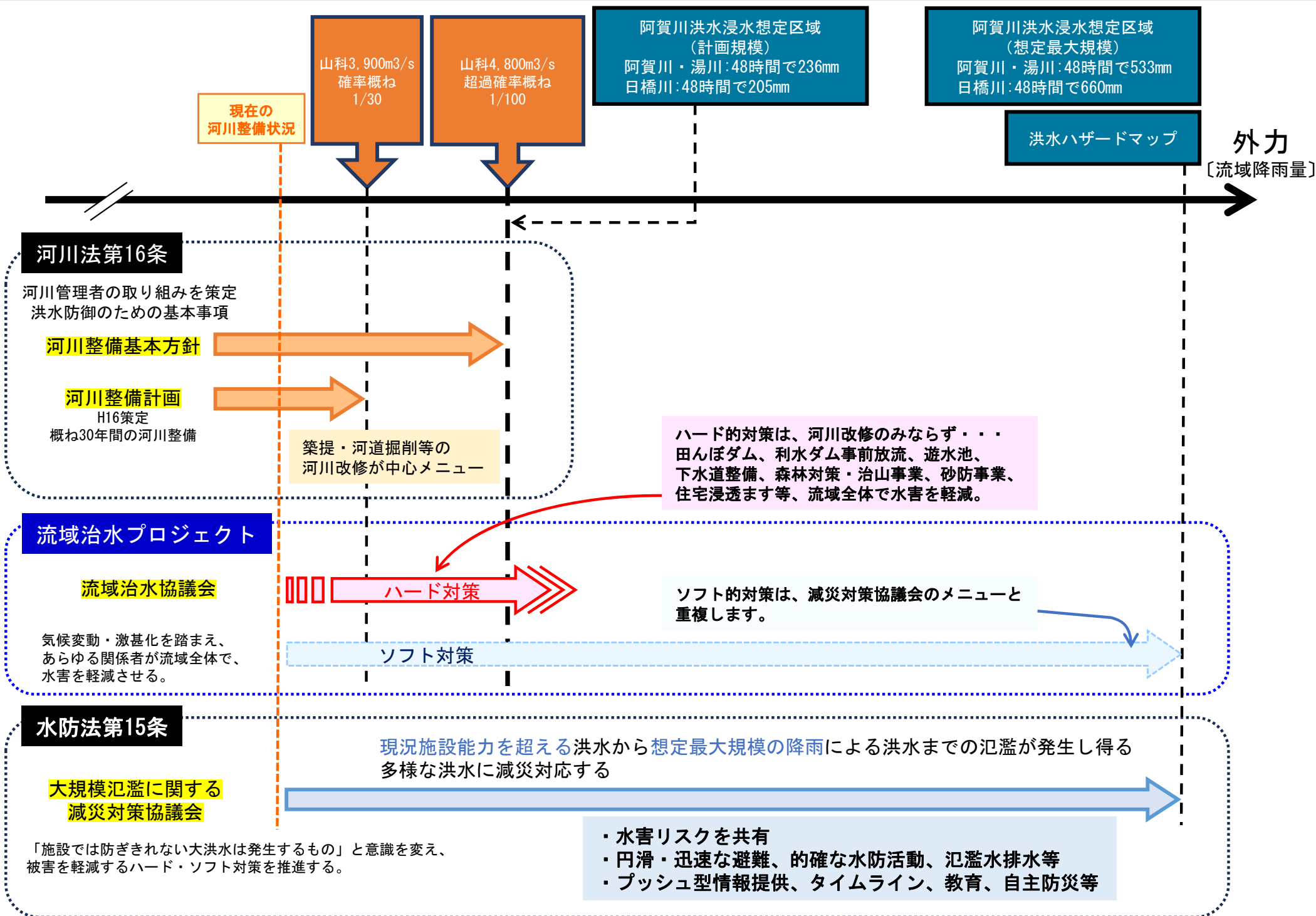
### 2 議題

- 1) 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約 【資料1】
- 2) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿賀川流域の減災に係る取組方針  
(令和3年度～令和8年度) 【資料2】
- 3) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿賀川流域の減災に係る各機関の取組  
(各機関の令和7年度の取組内容報告) 【資料3】

### 3 情報提供

- ・ 阿賀川河川事務所の取組 (河道掘削) 【資料4】
- ・ 阿賀川河川事務所の取組 (河道内の樹木伐採) 【資料5】
- ・ 阿賀川河川事務所の取組 (河道内の維持掘削と公募砂利採取) 【資料6】

### 4 閉会



1) 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策  
協議会規約

## 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会では、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、県、市町村等が連携して、阿賀川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、阿賀川、日橋川及び湯川の直轄管理区間を対象とする。ただし、大川ダム管理区間を除くものとする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局阿賀川河川事務所（管理課）が行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月13日から施行する。

本規約は、平成29年 4月26日から施行する。

本規約は、平成30年 4月19日から施行する。

本規約は、令和6年 5月22日から施行する。

別表－1

機 関 名	代 表 者
会 津 若 松 市	市 長
喜 多 方 市	市 長
会 津 坂 下 町	町 長
会 津 美 里 町	町 長
湯 川 村	村 長
福島県 災 害 対 策 課	課 長
福島県 河 川 計 画 課	課 長
福島県 会津若松建設事務所	所 長
福島県 喜多方建設事務所	所 長
福 島 地 方 気 象 台	台 長
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所 長

別表－2

所 属	幹 事 名
会 津 若 松 市	危 機 管 理 課 長
喜 多 方 市	危 機 管 理 課 長
会 津 坂 下 町	総 務 課 長
会 津 美 里 町	総 務 課 長
湯 川 村	総 務 課 長
福島県 災 害 対 策 課	副 課 長
福島県 河 川 計 画 課	副 課 長
福島県 会津若松建設事務所	主 幹 兼 企 画 管 理 部 長
福島県 喜多方建設事務所	企 画 管 理 部 長
福 島 地 方 気 象 台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	副 所 長 ( 技 術 )

２）「水防災意識社会 再構築ビジョン」に  
基づく阿賀川流域の減災に係る取組  
方針

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 阿賀川流域の減災に係る取組方針

令和 8 年 5 月 2 1 日

※令和 6 年 5 月 22 日 改正

※平成 29 年 4 月 26 日 一部修正

※平成 28 年 8 月 29 日 策定

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、令和 2 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

阿賀川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市 2 町 1 村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村）、福島県、福島地方气象台、北陸地方整備局阿賀川河川事務所で構成される「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 13 日に設立した。

本協議会では、阿賀川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。
- 2) 会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、浸水深が深く、また浸水継続時間が長い。
- 3) 河川の改修は、上下流バランスを保ちながらの堤防整備を実施しているため、堤防断面が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- 4) 上流部の洪水浸水想定区域内には、地方拠点都市である会津若松市の市街地が形成されている。

5) 宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く広範囲に被害が拡散する特性と洪水の吐けにくい盆地の氾濫特性を踏まえ、阿賀川の大規模災害に対し、「安全な場所への確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、阿賀川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
会 津 若 松 市	市 長
喜 多 方 市	市 長
会 津 坂 下 町	町 長
会 津 美 里 町	町 長
湯 川 村	村 長
福島県 災 害 対 策 課	課 長
" 河 川 計 画 課	課 長
" 会津若松建設事務所	所 長
" 喜多方建設事務所	所 長
福島地方气象台	台 長
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所 長

※参加機関は平成 29 年 4 月 26 日改正

### 3. 阿賀川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

阿賀野川水系は、その源を栃木・福島県境の荒海山（標高 1,580m）に発し、山間部を北流し会津盆地を貫流した後、猪苗代湖から流下する日橋川等の支川を合わせ、喜多方市山科において再び山間の狭窄部に入り、尾瀬ヶ原に水源をもつ只見川等の支川を合わせて西流し新潟県側では阿賀野川と名前を変えて越後平野を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長210km、流域面積7,710km<sup>2</sup>の一級河川である。

阿賀川における大規模な洪水は、台風に起因するものが多く、流域に降った雨は、会津盆地に流れ出た後大きく蛇行しながら流下し、狭窄部で洪水の流れが妨げられることから、暴れ川として住民を悩ませてきた。

##### ②洪水・氾濫の特性

上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。また、会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、氾濫水が長時間滞留し、浸水深が深い区域が存在する。

宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

#### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

##### ①過去の被害

###### ○昭和31年7月17日洪水

梅雨前線と低気圧の停滞により宮川や日橋川筋の町村が大きな被害に見舞われ、この水害を契機として日橋川などの改修工事が行われることになった。

###### ○昭和33年9月18日洪水

台風21号の影響により9月18日に阿賀野川全流域は豪雨となった。この洪水により阿賀川流域内の被害は、死者6名をはじめ、家屋被害215戸、浸水家屋2,433戸など甚大な被害に見舞われた。馬下観測所の流量は8,930m<sup>3</sup>/sを記録し、昭和31年洪水の7,824m<sup>3</sup>/sとともに、大正4年に策定された計画高水流量6,950m<sup>3</sup>/sを大きく上回ったため、阿賀野川水系治水計画の再検討が行われ、大川ダム計画検討の契機となった。

#### ○昭和33年9月27日洪水

9月18日洪水の台風21号に続き発生した台風22号（狩野川台風）が相模湾から神奈川県に上陸し、東京から福島県東部を経て石巻付近から三陸沖に至った。この影響により阿賀川流域は豪雨となった。流域内の被害は、家屋の全半壊流失226戸、家屋の浸水1,869戸に及んだ。

#### ○昭和57年9月13日洪水

台風18号により阿賀川上流域は大雨となり、小谷・山科観測所では既往最高水位を記録した。阿賀川流域内の被害は、家屋の全半壊流失1戸、家屋の床上浸水22戸、床下浸水248戸に及び、建設中の大川ダムも被害を受けた。

#### ○昭和61年8月5日洪水

台風10号くずれの低気圧は、関東、東北地方に大雨をもたらし、総雨量は阿武隈川との流域界付近の観音山観測所で427mmを記録し、山科地点の流域平均2日雨量としても戦後最大となる176.3mmの降雨があり、山科観測所で2,346m<sup>3</sup>/sを記録した。

#### ○平成14年7月11日洪水

7月10日から11日にかけて福島県内を襲った台風6号及び台風に影響された梅雨前線により、総雨量が羽鳥観測所で300mmを超え、山科観測所では既往最大流量となる3,343m<sup>3</sup>/sを記録、支川等の氾濫や老朽化した河川工作物の被害などが多発した。

#### ○平成23年7月30日洪水（平成23年7月新潟・福島豪雨）

7月26日未明から新潟県及び福島県会津付近に停滞していた前線の活動の活発化により、27日12時から30日10時までの総降水量は、各地で300mmを超える大雨となった。特に、福島県只見町では降り始めからの総雨量が711mmに達するなど、各地で平成16年7月13日洪水を上回る戦後最大規模の洪水となった。

#### ○平成27年9月10日洪水

台風18号から変わった温帯低気圧の影響により、新潟県及び福島県では9月6日夕方から11日午前中にかけて断続的に激しい雨が降った。観音山雨量観測所では総降水量で500mmを超え、日降水量では過去の記録を更新し393mmに達した。馬越観測所では平成14年7月出水に次ぎ、大川ダム管理開始以降第2位の出水とな

り、護岸等の河川管理施設の被災が多発した。

## ②河川改修の状況

平成28年5月に策定した「阿賀野川水系河川整備計画（国管理区間）」では、洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標として、「阿賀川での戦後最大相当規模の洪水（基準点山科で3,900m<sup>3</sup>/s）の流下」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、上下流バランスを確保しつつ、整備が行われているものの、局所的に堤防の低い箇所や堤防高が不足している区間が存在しており、生起確率100年の洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

阿賀川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると、氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。
- 2) 会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、浸水深が深く、また浸水継続時間が長い。
- 3) 河川の改修は、上下流バランスを保ちながらの堤防整備を実施しているため、堤防断面が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- 4) 上流部の洪水浸水想定区域内には、地方拠点都市である会津若松市の市街地が形成されている。
- 5) 宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

## ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「安全な場所への確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための堤防整備や、河道掘削、狭窄部の掘削等、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討を行いハ

ザードマップに反映し、プッシュ型の情報発信などリアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの整備及び検証と改善、確実な情報伝達のための防災行政無線、コミュニティーFM、登録制メールの周知の推進、新たな情報伝達方法の導入の検討、市町村間での広域避難の検討、新技術を活用した水防資機材の検討・配備、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

阿賀川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○国土交通省、福島県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。</p> <p>○阿賀川・日橋川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を阿賀川河川事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の「指定河川洪水予報」を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。日橋川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	1
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	2

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画等に具体的な避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>○气象台・河川管理者と共同で「指定河川洪水予報」を公表している。警報・注意報を公表している。</p> <p>○阿賀川本・支川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <hr/> <p>●阿賀川本・支川（県管理区間）における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</p> <p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">3</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">4</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">5</p> <hr/> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">6</p> <hr/> <p>●住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</p> <p style="text-align: right;">7</p>

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、FMラジオ、広報車による周知等を実施している。</p> <p>○河川管理者、気象台等からWEB及び報道機関等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報、気象情報などを住民等に情報提供している。</p>	
	<p>●急激な水位上昇等における担当者による迅速な対応が困難となるおそれがある。</p>	8
	<p>●防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。</p>	9
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	10
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	11
	<p>●災害時に国・県・市町村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	12
	<p>●住民の避難行動の判断に必要な防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	13
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	14

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○河川流域総合情報システム等による河川水位、雨量情報等を県のHPや報道機関を通じて伝達している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。</p>	15
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>	16
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には河川巡視を実施している。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	17
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	18
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	19
水防資機材の整備状況	<p>○防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p>	
	<p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	20

	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	21
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○市町村庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設を指定している ○停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間分の電力を確保している。	

### ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○樋門等の操作について市町村・近隣住民に委託している。 ○災害時応援協定に基づき、建設業組合等に対し、排水資器材の応援を求める体制が確立されている。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ○樋門の操作点検を出水期前に実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	22
	●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	23
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する大川ダム、東山ダム等で、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。	
	○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	24
	●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	25
●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	26	

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く広範囲に被害が拡散する特性と洪水の吐けにくい盆地の氾濫特性を踏まえ、阿賀川の大規模災害に対し、『安全な場所への確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目指す。

- ※ 大規模水害……発生が想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 安全な場所への確実な避難……浸水深さが2階以上(3.0m 以上)、家屋倒壊等想定区域内では水平避難が必要であり、それ以外の浸水区域でも浸水深に応じた水平避難、垂直避難が求められる。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、阿賀川などにおいて、河川管理者が実施する洪水を安全に流す対策等、以下の取り組みを実施する。

- ①計画の堤防断面に対して、幅が不足する弱小堤区間の解消並びに狭窄部掘削による河道拡幅等の河道掘削
- ②阿賀川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み及び地域防災力の向上
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

- ※ 阿賀川など……取組は直轄管理区間の他、県管理区間のうち直轄管理区間と洪水氾濫域が重複する区間を含む。

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■ 洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
<阿賀川> ・青津地区、宮古地区 佐野目地区堤防整備 ・長井地区河道掘削 ・三本松地区河道掘削 <日橋川> ・浜崎地区堤防浸透対策 <県管理区間> <洪水調節機能を有するダムの適切な施設管理>	24, 25, 26	引き続き実施	北陸地整 福島県
<b>■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	19, 20	引き続き実施	北陸地整、福島県、 会津若松市、喜多方市、 会津坂下町、会津美里町、湯川村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	13, 16	平成28年度から 順次整備	北陸地整

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	9, 10, 11, 12, 13	引き続き実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	3, 8	順次実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	4, 5, 6	平成28年度から順次実施	北陸地整 福島県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	4, 5, 6, 8, 14	平成28年度から順次実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・参加自治体による広域避難計画の策定及び支援	4, 5	平成28年度から順次実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、会津坂下町、湯川村
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	4, 5, 6	平成28年度から順次実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・水位予測の検討及び精度の向上	2	平成28年度から検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	13	平成29年度から実施	気象台

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	1	順次、毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・小中学校等における水災害教育を実施	1	引き続き実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	1, 15	引き続き実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・まるごとまちごとハザードマップを整備	4, 6, 12	順次実施	北陸地整（支援） ※市町村と連携
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	7, 11, 12	H28年度から順次実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	14	引き続き実施	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村

※ 阿賀野川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	17	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	16, 17	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	19, 20	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進	18, 20	引き続き毎年実施	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	19	引き続き実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	21	平成28年度から検討	北陸地整
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	14	引き続き実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	12	引き続き実施	北陸地整（支援） ※市町村と連携

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	5, 22	平成28年度から検討	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した阿賀川排水計画（案）の検討を実施	22, 23	平成28年度から検討	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	23	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	24	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととし、阿賀野川水系（阿賀川）流域治水協議会と連携し必要に応じ、随時、取組方針を見直すこととする。※令和6年5月22日改正

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

令和8年5月21日 一部修正  
令和6年5月22日 改正  
平成29年4月26日 一部修正  
平成28年8月29日 策定

「水防災意識社会 再構築ビジョン」  
に基づく阿賀川流域減災に係る具  
体的な取組内容について

## ○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	目標時期	実施する機関								地域住民
		北陸地整	福島県	福島地方 気象台	会津若松 市	喜多方市	会津坂下 町	会津美里 町	湯川村	
1. ハード対策の主な取組										
1. 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
①新技術を活用した水防 資機材の検討及び配備	引き続き 実施	○	○		○	○	○	○	○	
②円滑な避難活動や水防 活動を支援するため、 CCTVカメラ、簡易水位計 や量水標等の設置	H28年度 から順次整備	○	○							
③応急的な退避場所の確 保	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
④市町村庁舎や災害拠点 病院等の機能確保のため の対策の充実(耐水化、非 常用発電等の整備)	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組										
1. 情報伝達、避難計画等に関する取組										
①リアルタイムの情報提供 やプッシュ型情報の発信な ど防災情報の充実 危険レベルの統一化等 による災害情報の充実と整 理	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	活用
②避難勧告等の発令に着 目した防災行動計画(タイ ムライン)の整備及び検証 と改善	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	
③想定最大規模も含めた 破堤点別浸水想定区域図 等、家屋倒壊等氾濫 想定 区域の公表(浸水ナビ等) による公表) 適切な土地利用の促進	H28年度 から順次実施	○	○							活用
④立ち退き避難が必要な 区域及び避難方法の検討	H28年度 から順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
⑤参加市町村による広域 避難計画の策定及び支援	平成28年度 から順次実施	○	○	○	○		○		○	
⑥広域的な避難計画等を 反映した新たな洪水ハ ザードマップの策定・周知	H28年度 から順次実施	○	○		○	○	○	○	○	活用
⑦気象情報発信時の「危 険度の色分け」や「警報級 の現象」等の改善	H29年度 から実施			○						活用

## ○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関							地域住民	
事項	具体的な取組		北陸地整	福島県	福島地方 気象台	会津若松 市	喜多方市	会津坂下 町	会津美里 町		湯川村
	⑧水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進	順次実施		○							
	⑨洪水予測や河川水位の状況に関する解説	順次実施	○								
	⑩防災施設の機能に関する情報提供の充実	順次実施	○	○							
	⑪浸水実績等の周知	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
	⑫市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組											
2. 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
	①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	順次毎年実施	○	○		○	○	○	○	○	参加
	②小中学校等における水災害教育を実施及び地域防災力向上のための人材育成	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
	③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
	④まるごとまちごとハザードマップを整備	順次実施	○								活用
	⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	活用
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	順次実施				○	○	○	○	○	参加
	⑦災害リスクの現地表示	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	
	⑧避難訓練への地域住民の参加促進	順次実施	○	○		○	○	○	○	○	

## ○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	目標時期	実施する機関								地域住民
		北陸地整	福島県	福島地方 気象台	会津若松 市	喜多方市	会津坂下 町	会津美里 町	湯川村	
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
1. 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組										
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○	○	○	
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
④水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 毎年実施				○	○	○	○	○	参加
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き 実施	○	○		○	○	○	○	○	
2. 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組										
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練に向けた支援を実施	引き続き 実施	○	○		○	○	○	○	○	参加
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	○								活用
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化										
1. 救援・救助活動の効率化に関する取組										
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	○	○	
2. 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施										
①排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○	○	○	
②関係機関が連携した排水実働訓練の実施	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	○	○	○	
③大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	○	○	

## ○概ね5年で実施する取組

(参考)

具体的な取組の柱		目標時期	流域治水プロジェクト 自分事化に向けた取組のフォローアップ (項目)
事項	具体的な取組		
1. ハード対策の主な取組			
1. 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	引き続き実施	○リスク情報等の提供 ○水災害対策の支援
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	H28年度から順次整備	
	③応急的な退避場所の確保	順次実施	
	④市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	順次実施	
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組			
1. 情報伝達、避難計画等に関する取組			
	①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	順次実施	○リスク情報等の提供 ○計画策定
	②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	順次実施	
	③想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図等、家屋倒壊等氾濫 想定区域の公表(浸水ナビ等による公表) 適切な土地利用の促進	H28年度から順次実施	
	④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	H28年度から順次実施	
	⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	平成28年度から順次実施	
	⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	H28年度から順次実施	
	⑦気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H29年度から実施	

## ○概ね5年で実施する取組

(参考)

具体的な取組の柱		目標時期	流域治水プロジェクト 自分事化に向けた取組のフォローアップ (項目)
事項	具体的な取組		
	⑧水位周知河川以外の河川における水害危険性の周知促進	順次実施	○リスク情報等の提供 ○計画策定
	⑨洪水予測や河川水位の状況に関する解説	順次実施	
	⑩防災施設の機能に関する情報提供の充実	順次実施	
	⑪浸水実績等の周知	順次実施	
	⑫市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	順次実施	
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組			
2. 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
	①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	順次毎年実施	○水災害、流域治水の広報 ○教育活動・出前講座 ○水防活動の支援
	②小中学校等における水災害教育を実施及び地域防災力向上のための人材育成	引き続き実施	
	③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	引き続き実施	
	④まるごとまちごとハザードマップを整備	順次実施	
	⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から順次実施	
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携	順次実施	
	⑦災害リスクの現地表示	順次実施	
	⑧避難訓練への地域住民の参加促進	順次実施	

○概ね5年で実施する取組

(参考)

具体的な取組の柱 事項 具体的な取組	目標時期	流域治水プロジェクト 自分事化に向けた取組のフォローアップ (項目)
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組		
1. 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組		
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施	引き続き 毎年実施	○連携活動
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	○水防活動 ○訓練活動
④水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 毎年実施	○水防活動の支援
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き 実施	
2. 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組		
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成及び避難訓練に向けた支援を実施	引き続き 実施	○計画策定 ○リスク情報等の提供
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化		
1. 救援・救助活動の効率化に関する取組		
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	H28年度 から検討	○計画策定
2. 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施		
①排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き 毎年実施	
②関係機関が連携した排水実働訓練の実施	引き続き 毎年実施	○訓練活動 ○計画策定
③大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施	H28年度 から検討	

３)「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿賀川流域の減災に係る各機関の取組

(各機関の令和７年度の取組内容報告)

# 阿賀野川(阿賀川)水系流域治水協議会(福島県)

結果報告: 具体的取組み事例について取り上げつつも、参加団体数や参加者数等の定量的数字を把握し記入。

流域にも視野を広げる  
(自分のためにも、みんなのためにも)

## 連携活動

- 「田んぼダム」の目的や取組方法に関する研修会を開催
- 出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所や水防資機材の合同巡視を実施



## 水災害、流域治水の広報

- 大雨への備えや避難の重要性○防災意識の向上とマイ避難の普及についてラジオに出演し呼びかけ(計3回) を目的とした総合防災イベント「そなえる・ふくしま2025」を実施
- 線状降水帯に関する注意喚起 ○気象台と連携し県内市町村職員を対象とした気象防災ワークショップを実施した。を各地方振興局にて実施。内、阿賀川流域においては、会津地方振興局及び南会津地方振興局にて各1回実施
- 出前講座、防災イベント、マイ避難講習会等のイベントや包括連携を結んでいる店舗で「ふくしまマイ避難ノート」等を配布 ○県内の流域治水に係る取組について商業施設においてPRイベントを開催(1回:352人)R8.1.16時点



## 教育活動・出前講座

- 小中学校等を対象に「そなえるふくしまノート」等を活用した防災出前講座を実施(80回:計3,940人)R7.12.26時点
- 喜多市及び南会津町において、防災に関する家族セミナーを開催(2回:計25人)
- 小中学校を対象に水災害及び土砂災害に関する出前講座を開催(16回:計624人)
- 災害リスクエリアの住民等を対象にマイ避難推進講習会を開催(87回:計2,242人)R7.12.26時点



## リスク情報等の提供

- 気象情報や避難情報等をプッシュ通知で知らせる防災アプリや様々な防災情報を地図上に一元表示させる防災ポータルによる情報発信
- 福島県河川流域総合システムにて河川水位、雨量情報等を発信
- 旧湯川など3河川において危機管理型水位計を3基設置
- 伊南川において簡易型河川監視カメラを3基設置
- 只見川などにおいて洪水浸水想定区域図を作成・公表



## 訓練活動

- 阿賀川水防訓練に参加
- 福島県土木部災害対応模擬訓練に参加(県・市町村)



## 計画策定

- 地区防災計画策定のためのワークショップ等を実施(3市町村9地区)

### ①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

### ②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

### ③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

# 阿賀野川(阿賀川)水系流域治水協議会(会津若松市)

結果報告: 具体的取り組み事例について取り上げつつも、参加団体数や参加者数等の定量的数字を把握し記入。

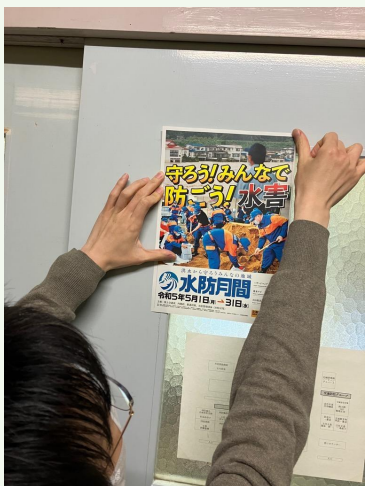
流域にも視野を広げる  
(自分のためにも、みんなのためにも)

### 連携活動

- 阿賀川管内の各河川管理施設の機能を把握するため、河川管理者と合同勉強会の実施
- 県河川合同パトロールの実施

### 水災害、流域治水の広報

- 出水期に合わせ広報誌、ポスター掲示により広報を行う



### 教育活動・出前講座

- 防災に関する意識を高め、水害を想定した避難訓練を実施(神指小学校)
- 市防災対策普及員による、市民向け水災害等に関する出前講座の実施
- 出前講座により、防災行動計画(タイムライン)について周知を図った



### リスク情報等の提供

- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の検討・公表
- ホームページ等による河川の水位情報や河川監視カメラ等の情報提供

### 訓練活動

- 阿賀川水防訓練に参加
- 市総合防災訓練を実施。防災訓練に合わせて、**東山地区**の避難訓練及び防災講習を実施。



### 計画策定

- 要配慮者施設における避難計画策定の推進を行った
- 病院や福祉施設等の要配慮者施設に係る基礎データを収集
- 会津若松市地域防災計画に掲載されている要配慮者施設の避難確保計画の作成率を100%とした。

### 水防活動の支援

- 出前講座において、自主防災組織化の必要性を説明した。
- 出前講座等による自主防災組織化の支援を行った
- 自主防災組織の設立意向のある町内会等への直接支援を行った。
- 出前講座による自主防災組織設立に向けた機運醸成を図った。
- FMあいづにおいて、防災特番収録への参加し団員募集を行った。



### 水災害対策の支援

- 水災害時に使用する、消防団員用ヘルメットの配備
- 出水期に備えた土のう作成及び配備

## ①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

## ②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

## ③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

# 阿賀野川(阿賀川)水系流域治水協議会(その他の協議会構成員の取組)

結果報告: 具体的取組み事例について取り上げつつも、参加団体数や参加者数等の定量的数字を把握し記入。

流域にも視野を広げる (自分のためにも、みんなのためにも)

## 連携活動

- 気象情報の改善の取組み(福島気象台)
- 流域平均雨量を活用した地域防災支援の取組み(福島気象台)
- 河川管理者等と合同で水防資機材の確認(昭和村)
- 河川管理者等と重要水防箇所等の合同点検巡視の実施(会津美里町)



- 洪水時の公衆災害防止を目的として、出水時の通知、通報の方法・連絡体制などの確認と意見交換を実施(東北電力:国、市町村、警察、消防、1回)(電源開発:町、警察、消防)
- 操作規程で定められた通知内容以外についても、県・市町村・警察と協議を行い、運用による通知を実施(東北電力:県・市町村・警察、常時)(電源開発:県・町・警察・消防)

## 教育活動・出前講座

- 各種研修での自然災害教育の実施(喜多方消防本部)
- 避難方法等について、出前講座による周知(会津美里町)
- 小中学校等に水災害及び土砂災害などに関する出前講座の実施



## 訓練活動

- 阿賀川水防訓練に参加(喜多方市、会津坂下町、会津美里町、西会津町、下郷町、湯川村)
- 町防災訓練時、住民参加型の避難訓練及び水防訓練を実施した(猪苗代町)



## 水防活動の支援

- 塗物町自主防災組織・医療法人佐原病院等による合同避難訓練を実施。(喜多方市)
- 社会福祉法人啓和会で、水害・火災避難訓練を実施。(喜多方市)



## 水災害、流域治水の広報

- 広報誌でダム放流に関する啓発活動を実施(東北電力:市町村、1回)(電源開発:町(只見町での全戸配布))
- ダム放流に関するポスター配布により啓発活動を実施(東北電力)(近隣小学校、1回)

## リスク情報等の提供

- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の検討・公表
- ホームページ等による河川の水位情報や河川監視カメラ等の情報提供
- 会社ホームページにダム毎正時情報等の掲載による情報提供(東北電力)
- ダム毎正時情報等を国土交通省へ伝送し、「川の防災情報」への掲載による情報提供(東北電力・電源開発)
- ワンコイン浸水センサーの設置(喜多方市、会津坂下町)

## 計画策定

- 流域タイムライン策定への支援
- 要配慮者施設等の避難確保計画の作成検討

## 水災害対策の支援

- 河川管理者と町・水防団(消防団)で資機材を確認した。
- 土壌ステーションの保管量、管理方法、速やかな配布方法等の検討

### ①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

### ②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

### ③行動を誘発する

水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

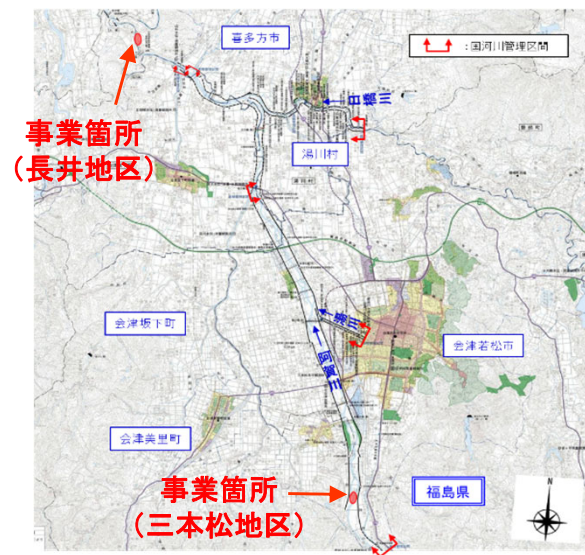
### 3. 情報提供

- ・ 阿賀川河川事務所の取組（河道掘削）

- ・阿賀川直轄管理区間の最下流部で狭窄部となる長井地区において、洪水時の水位せき上げによる上流地区の内外水氾濫被害を軽減することを目的とした河道掘削を実施。
- ・阿賀川本川の外水対策として、阿賀川上流部の三本松地区(下雨屋)において流下能力を向上させ、浸水被害リスク(中高頻度)の解消を目的とした河道掘削を実施。

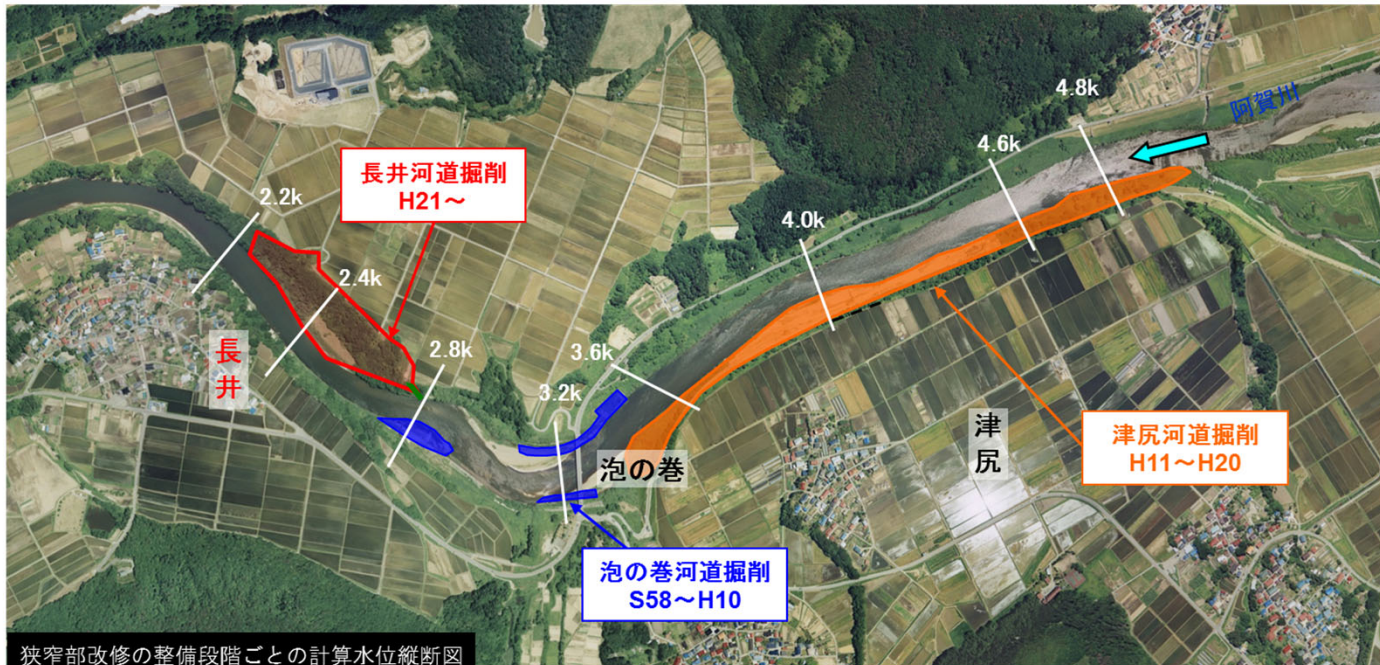
## ☆流域治水の取組(河道掘削)

- ・長井地区の河道掘削については、平成21年度から事業着手し、現在鋭意施工中。
- ・三本松地区の河道掘削については、上下流バランスを考慮し、長井地区の河道掘削完了後に事業完了することを念頭に施工中。



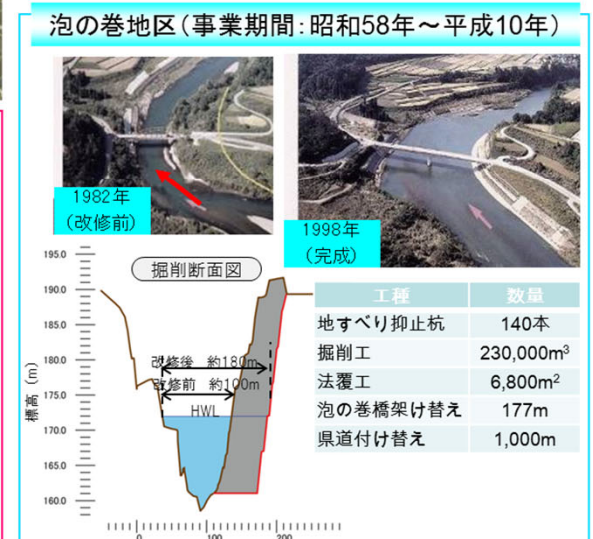
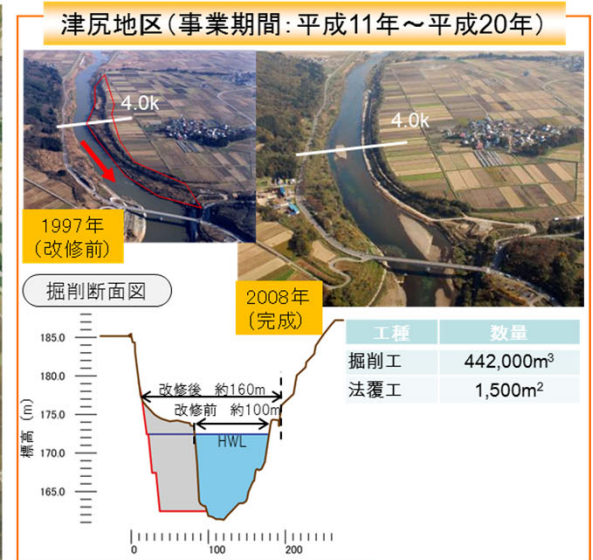
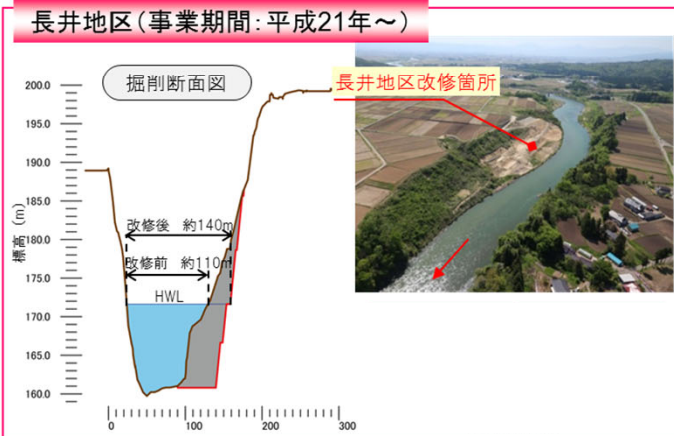
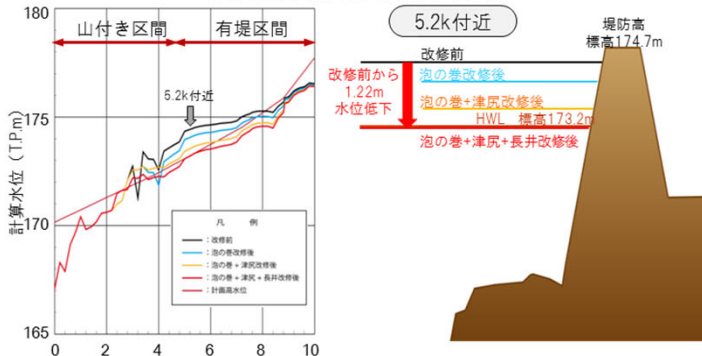
# 整備効果（長井地区狭窄部改修の整備促進）

- 阿賀川直轄管理区間の最下流部は、長井・泡の巻・津尻の3地区が連続する狭窄部となっており、洪水時の水位上昇により、直上流の山崎地区などで度々内水氾濫被害が生じている。
- このため、昭和58年度から泡の巻改修(河道掘削)に着手し、平成10年度に泡の巻地区、平成20年度に津尻地区が完成した。平成21年度より長井地区の河道掘削に着手し、令和2年度までに約22万m<sup>3</sup>の掘削が完成している。



狭窄部改修の整備段階ごとの計算水位縦断面図  
(整備計画目標流量 山科観測所3,900m<sup>3</sup>/s)

泡の巻、津尻、長井の3地区の改修事業が完成すると整備計画目標流量流下時の水位は有堤区間でHWL以下となります。

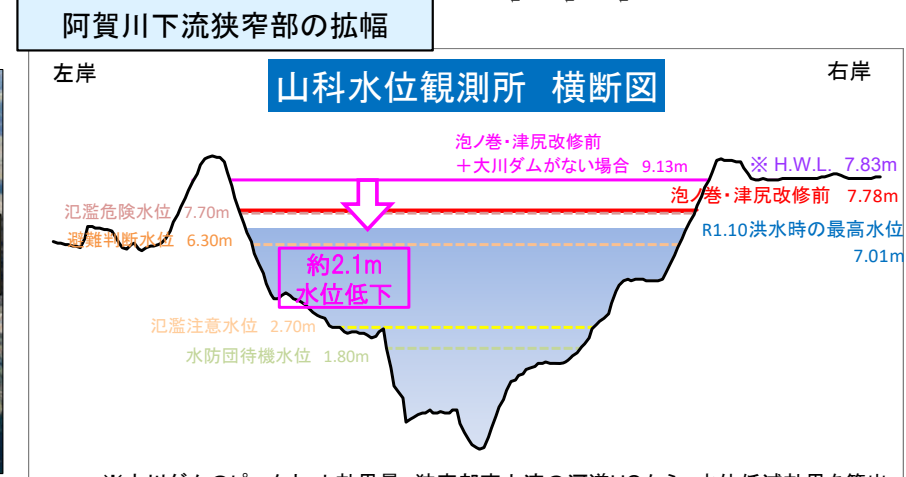
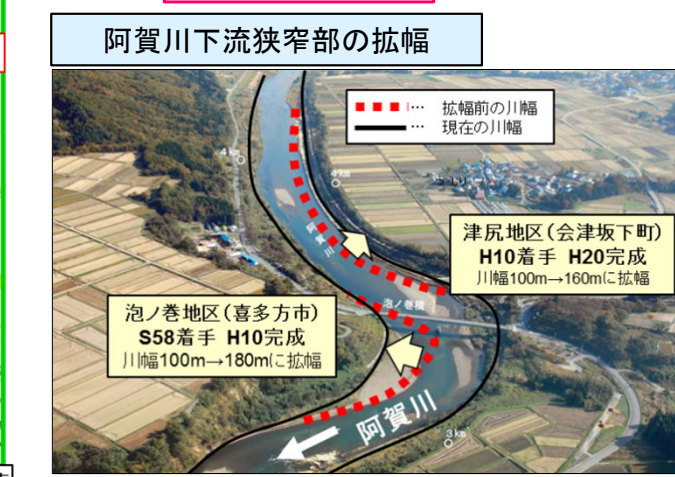
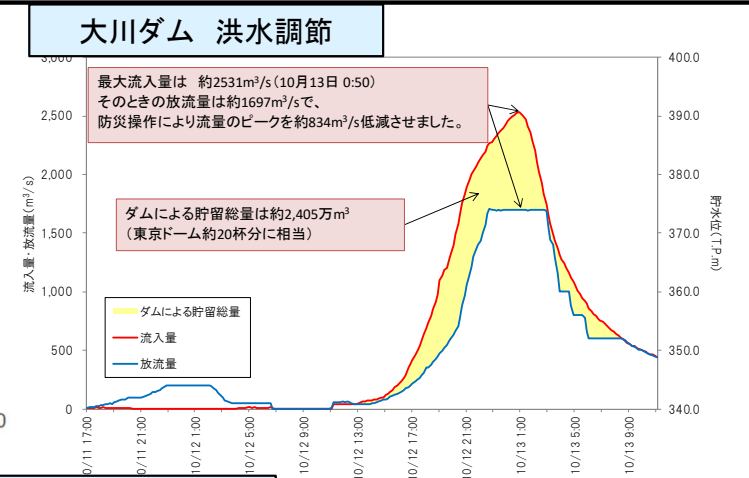
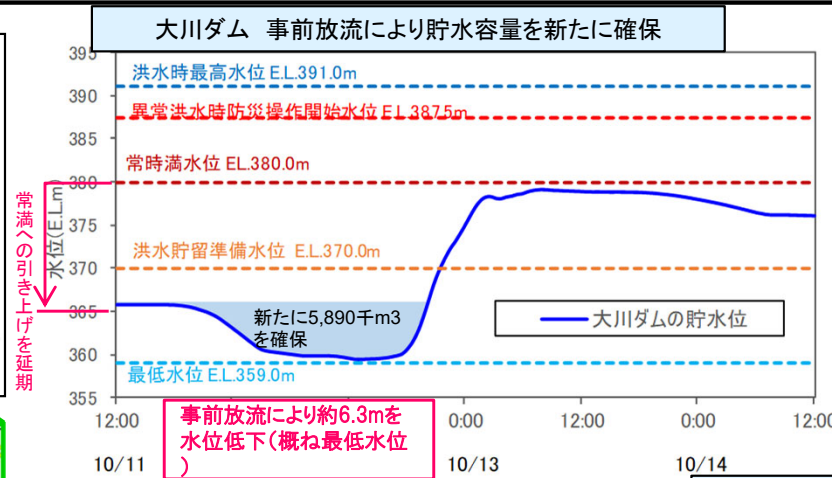
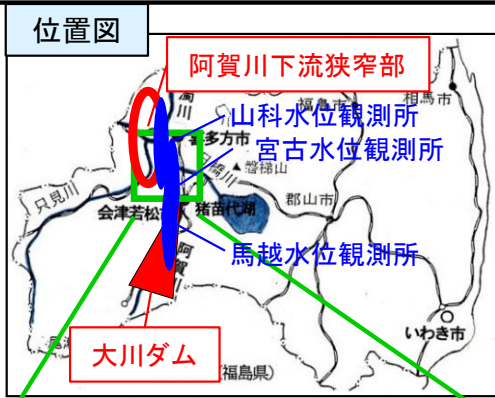


# 令和元年10月12日～13日 台風29号による出水状況(阿賀川)

阿賀野川水系 阿賀川

- 10月12～13日の台風19号の影響により、観音山雨量観測所※1では累加雨量525mm(10月11日18時～10月13日24時)を観測。
- 阿賀川では、山科水位観測所、宮古水位観測所、馬越水位観測所において、避難判断水位を超過。大川ダムへの流入量(2,531m<sup>3</sup>/s)はダム完成後最大を記録。
- 大川ダムでは、非洪水期ではあったが、常時満水位への引き上げを延期し低い水位を維持するとともに、関係利水者の協力の下 事前放流を実施。貯水位を約6.3m下げ、貯水容量を新たに5,890千 m<sup>3</sup>を確保。
- 上流の大川ダムの洪水調節により、下流に流す流量を最大約834m<sup>3</sup>/s低減した。また、調節量(2,405万m<sup>3</sup>)はダム完成後最大を記録。
- 昭和57年、平成14年等の洪水を契機に、下流の狭窄部で断面の拡幅を進めており、泡ノ巻地区、津尻地区の順に拡幅を完了(平成21年度より長井地区で拡幅を実施中)。これにより、喜多方市および会津坂下町の洪水水位を低減。
- R1.10洪水では、河道掘削および大川ダムの洪水調節により、山科水位観測所において約2.1mの水位低下効果を発揮。
- 氾濫危険水位の超過が想定された洪水に対して、河川整備が効果を発揮した。

※1 阿賀川管内雨量観測所で最大累加雨量地点



<本数値は、速報値であるため変更となる可能性があります。>

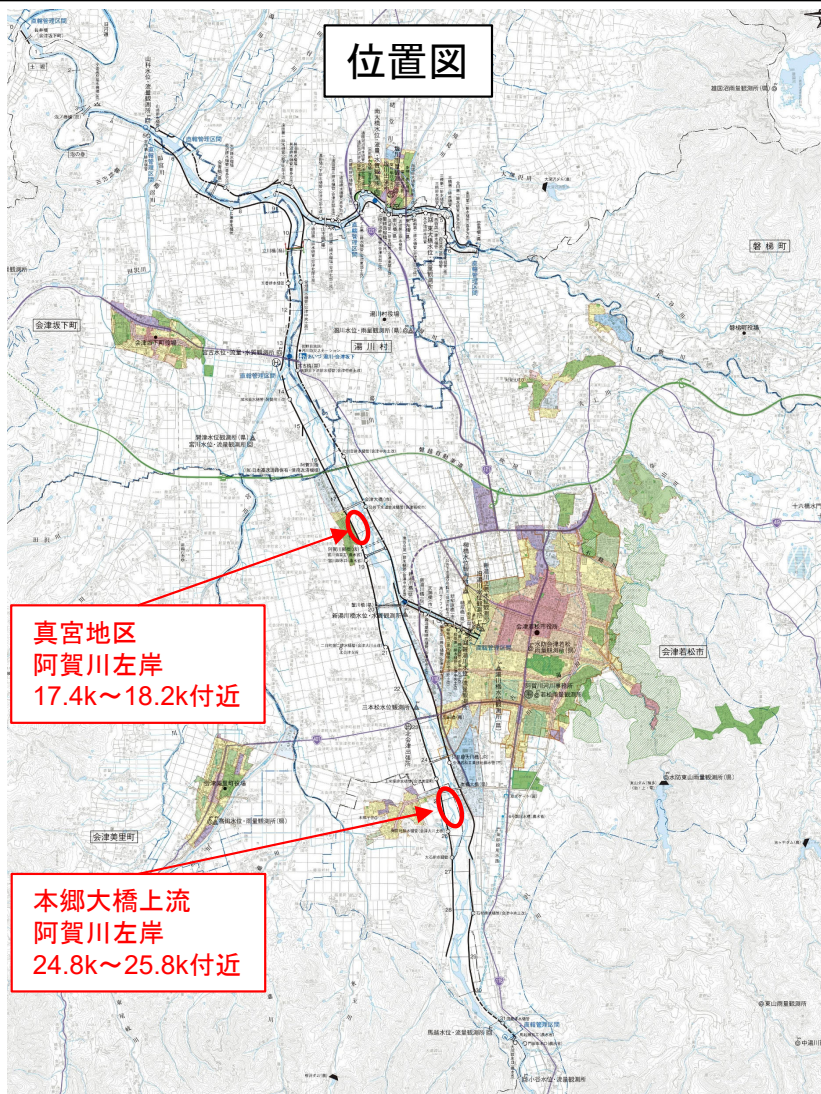
※大川ダムのピークカット効果量、狭窄部直上流の河道HQから、水位低減効果を算出

## 資料－５

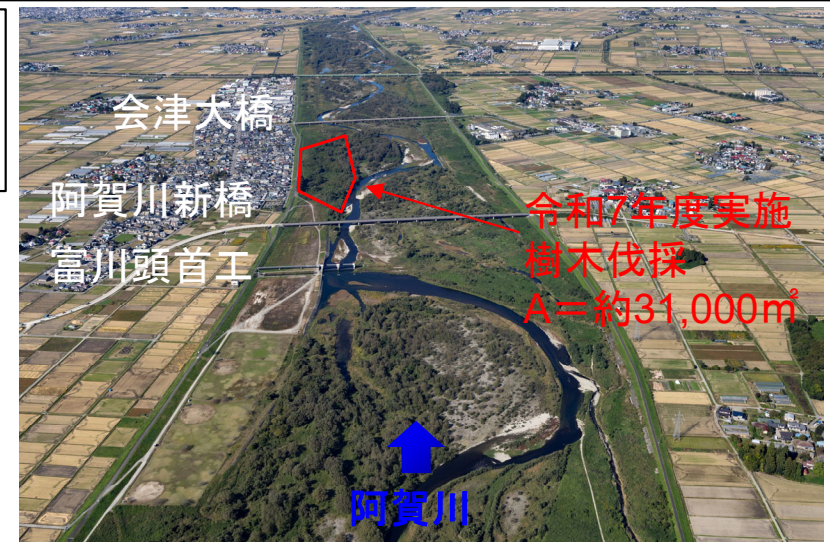
- ・ 阿賀川河川事務所の取組（河道内の樹木伐採）

## (河道内の樹木伐採)

・阿賀川では近年河道内の滞筋の固定化が顕著となり、砂州の発達や樹木の繁茂が進行することで偏流の発生を助長する状況になっている。樹木群は洪水時の水位をせき上げるほか、偏流による河岸侵食は堤防等河川管理施設に大きな被害をもたらす他、橋梁等構造物に危害を及ぼす恐れがあるため河道内の支障木は伐採を実施。また、近年においてはクマの出没対策としても伐採の実施が望まれている。



真宮地区  
阿賀川左岸  
17.4k~18.2k付近  
伐採面積A=約80,000㎡  
(令和7年度撮影)



本郷大橋上流  
阿賀川左岸  
24.8k~25.8k付近  
伐採面積A=約31,000㎡  
(令和7年度撮影)



- ・ 阿賀川河川事務所の取組

(河道内の維持掘削と公募砂利採取)

(維持掘削)

- 阿賀川において、洪水時の水を安全に流すための流下能力確保及び偏流対策として、維持掘削を実施。

## ☆維持掘削の取組(会津坂下町五香地先)

河道内に堆積した土砂は、流下能力を阻害するとともに、砂州の発達によりみお筋が固定化され、偏流となり水衝部を形成する危険が予想されるため、維持掘削を行いリスクの低減を図っている。

なお、阿賀川では福島県土木部通知「指定砂利採取制度」を活用した公募砂利採取を併用しているが、今後も福島県の協力を得ながら、国交省と民間企業が連携した維持掘削を実施していく。

